

第3 付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第5号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第6号 農地利用集積等促進計画について

議案第7号 農地利用集積等促進計画について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

- (会長) それでは、只今より令和8年第1回総社市農業委員会総会を開会いたします。
- 只今の出席は、農業委員が14名、1名欠席です。そして農地利用最適化推進委員が15名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。
- 本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。
- (会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。
- (会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。
- (会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

- (農地担当) それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。
- それでは、事務局お願いします。
- (主事) 【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号90番】

- (農地担当) それでは90番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (武田委員) この農地は数年前まで、●●さんが所有していただいて、受人のお父さんが何十年も耕作しておりました。●●さんが亡くなったら、受人のお父さんに贈与すると約束していた農地でしたが、●●さんが亡くなり、甥の●●さんが相続し、昨年、その●●さんが亡くなってその農地を奥さんが相続しましたが、税金などの負担が困るので、受人のお父さんに少しでもお金に変えられないかという相談があり、売買契約をして名義を今回変えることにしました。お父さんも●●歳なので、家族●人で●●ほど稲作をしている子の名義にすることになりました。
- 近隣の農地や水利の関係から、受人に今までどおり耕作してもらうことが良いと思いますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

われて、かつ申請地を取得しまして、農業を営みたいということの意向であります。

(農地担当) 10番委員からも説明がありましたように、いずれは農業という話なのですが、小さな農地からという申請であります。

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) 申請地の番地が離れているのですが、●●●●は進入路。●●●●を処分したいということですか。

(主任) 2筆とも贈与するものです。

申請地は離れているように見えるのですが、片方の地番が圃場整備によるもの現状は隣接している農地になります。●●●●の登記地目は田になっていますが、現況は畑になっています。

(農地担当) 他にありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

92番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、92番は許可されました。

【受付番号93番】

(農地担当) 続きまして93番、赤浜の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件は、所有権を移転するものであります。

詳しくは地元推進委員の高尾さんからお願いします。

(農地担当) 高尾推進委員、お願いいたします。

(高尾委員) 渡人が●●さん、受人が●●さんです。渡人の●●さんは●●●●に住んでいます。●●●●には帰ってこないことから、今回の申請になったものであります。受人の方は仕事から帰って草刈り、水入れをしています。農繁期には家族に手伝ってもらっています。機械等の所有については、トラクターが2台、田植え機1台、コンバイン2台、軽トラ1台です。父親が沢山お米を作っている状況であります。農作業歴10年、作業従事日数も問題ありません。周辺農地への環境も問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

93番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、93番は許可されました。

【受付番号94番】

(農地担当) 続きますして94番, 清音上中島の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 申請地は, 隣接農地を受人の方が耕作されています。このようなことから今回の申請になったものです。受人の営農状況については問題ありませんので, よろしくをお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。
94番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 94番は許可されました。

【受付番号95番】

(農地担当) 続きますして95番, 上林の件につきまして, 地元委員の説明をいたします。

(2番委員) 所有権を移転する案件であります。

申請地は●●●●●●の西側になります。渡人と受人は親戚になります。今回の申請地は, 北側が駐車場, 東が畑, 南, 西が受人の所有地になります。

今回, ●●●が新築されますが, その関係で, 受人の土地を少し分けたようです。苗床を作るのに手狭になったことから, 今回の申請になったものです。受人の方は大規模に農業をされていることから問題はありません。

よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。
95番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 95番は許可されました。

【受付番号96番】

(農地担当) 続きますして96番, 赤浜の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) 所有権の移転の申請であります。

詳しくは地元推進委員の高尾さんから申し上げます。

(農地担当) 高尾推進委員, お願いいたします。

(高尾委員) 申請地は●●から東側の畑になります。

渡人の方は市外に住まれており●●へは帰ってこないことから, 今回の申請になったものです。渡人から受人の方へ無償で譲渡するものであります。受人はこれまでどおり畑として利用するとのことでありあります。受人は機械も所有しています。農作業の従事

日数も問題ありません。申請地周辺は畑として利用していることから、周辺農地への影響はありませんので、審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

96番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、96番は許可されました。

【受付番号97番】

(農地担当) 続きまして97番、宿の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) 申請地は、●●から南東300メートルの所にある農地です。

受人は申請地の北側の中古住宅を購入し移住してきます。このようなことから今回の申請になったものです。地元としては問題ないと思います。

詳しくは地元推進委員の高谷推進委員からお願いします。

(農地担当) 高谷委員、お願いします。

(高谷委員) 以前から桃を作られていた農家の方なのですが、旦那さんが亡くなられて、奥さんは東京に行かれまして空き家になっています。その空き家の前に3畝ほどの田が単独であります。周辺の農地へは影響ないものと思われれます。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当) 受人のエリアであります5番委員、何かあればお願いいたします。

(5番委員) 受人は申請地へ野菜を作付けする予定です。

耕運機などは所有していません。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

97番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、97番は許可されました。

【受付番号98番】

(農地担当) 続きまして98番、秦の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(8番委員) 申請地は、登記地目が田になっていますが、現場はブドウハウスを建ててブドウを栽培しています。以前から、受人が流動化によりブドウを栽培していましたが、今回、申請地を購入することになったものです。受人は営農もされており地元として問題はありませぬ。

(農地担当) 大森推進委員お願いいたします。

- (大森委員) 受人の方は、新規就農者でブドウをメインとした農家の方です。自作地は約5反、借入地が5反で、そのほとんどでブドウを栽培しています。どの農地も管理されています。地元としても何ら問題はありませんので、よろしく願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
98番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、98番は許可されました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号13番】

【農地法第5条 受付番号45番】

- (農地担当) それでは13番、久代の件ですが、9ページ第5条の45番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。
現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 令和8年1月5日に現地調査を実施しました。会長、10番委員、杉岡委員、私と事務職員の5人で実施いたしました。
13番の現況ですが、申請地の地目は田となっておりますが、倉庫とカーポートが建っており地上げをされておりました。東が道路、西が畑、南が畑、北が宅地であります。
続きまして、45番であります。住宅が建つ申請地の現況は畑であります。東が道路、西が畑、南が畑、北が宅地であります。農地転用することにより周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (11番委員) 今回の申請は、土地所有者の子が自宅前の農地に家を建てるものであります。
申請するにあたり、13番の土地に倉庫とカーポートがあったため是正するというところで、4条申請があったものです。
8番委員の報告にもありましたように、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思います。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農

地と判断しています。なお、4条の農業用倉庫、カーポートにつきましては是正案件のため始末書が提出されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) 45番、受人の住所が違うのはなぜですか。

(11番委員) 住民票の住所は異なっているのですが、実際には一緒に住んでいます。住民票を変えていないだけです。

(12番委員) 分かりました。

(農地担当) 他に質問はありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

13番と農地法第5条の45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め許可されました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きます。議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号43番】

(農地担当) それでは43番、黒尾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員) 3筆あるのですが、一括して報告させていただきます。

現況は、東が田、西が道路と畑、南が畑、北が宅地です。数年前に地上げをした土地であります。特に周辺農地への影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いします。

(石尾委員) 周辺の状況については、現地調査の報告のとおりであります。農地への影響ですが、申請地は住宅用としてであります。用水路についても問題ありません。排水について沈殿柵を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し直接排水しないようにします。日照、風道について平屋建てで全高5メートル程度であることから隣接農地への影響はないと思われます。土砂の流出について境界部分に土留めを設置し盛土部分からの流出はないと思われます。よって、農地転用することにより周辺農地への影響はないものと思われます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
43番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号46番】

- (農地担当) 続きまして、46番、下原の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地の裏が石垣のような状態であります。その石垣を上がった所の畑です。
現況は、東が宅地、西は道路、南は宅地、北は畑です。転用した場合、特に周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。
- (7番委員) 申請地につきましては、渡人の実家が空き家であります。その裏側の土地になります。
詳細は、澁江委員からお願いいたします。
- (澁江委員) 申請地ですが、渡人の実家の隣に住む方、今回の受人が実家を購入したいということ
であります。渡人も管理に困っていたので、申請地は先ほども説明がありましたが、実家の裏になります。受人は実家と申請地を購入したいということです。取得後の利用ですが、物干し場として利用することから問題ありません
よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、
おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
46番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号41番】

【農地転用事業計画変更承認 受付番号2番】

- (農地担当) それでは41番、真壁の件ですが、11ページの議案第4号の事業計画変更と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。それでは、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地は、道路まで地上げをされている農地になります。
申請地は畑で何もない状態です。

東が畑，西が道路，南が田，北が駐車場です。申請地に防火水槽や地中に用水路の配管があるような状態でありました。

(農地担当) 11ページの計画変更について事務局から説明をお願いいたします。

(主事) 事業計画変更承認申請につきましては、経緯が複雑になりますので詳細を説明させていただきます。事業計画変更承認申請の当初転用事業者である●●が、平成12年3月29日付けで、店舗の新築を転用目的とした農地法第5条の規定による農地転用許可を受けていました。今回の事業計画変更承認申請の内容といたしましては、当初の転用事業者である●●から●●に変更になるものであります。変更後の転用事業者が●●になるのですが、経緯としましては、当初転用申請時に●●の代表者の変更や収支の見直し、今回、店舗を建てた後の収支が実際の計画に合わなかったことなどから、当初の転用計画が中断となっていたものであります。この度、同業であります●●で承継を行うことになったものであります。承継後の転用目的といたしましては、当初目的と同様の店舗の建設になります。今回のケースは、特殊なのですが通常農地転用計画が中断する場合は、取り止めの手続きになるのが妥当なのですが、平成12年の許可日以降に所有権移転が行われていまして、所有権移転を戻すことが困難であり、当初の許可処分地と今回の設定する権利が所有権移転から賃借権の設定になります。権利設定も異なることから、岡山県へ相談したところ当初許可処分の承継となる事業計画変更承認申請に加えて、法第5条許可申請を行う必要があることになりました。現在の進捗状況については、11ページの変更前の事業計画に従った実施状況の欄に記載しております擁壁，造成工事完了。防火水槽，排水工，柵工，蓋掛工及び農用柵・農用管設置済みこのような具合になります。当初転用計画時に先ほど述べました工事が完了していますので、農地の状況といたしましては歪な状態になっているということでもあります。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 事務局からの説明のとおりであります。

予定建物は、全高6.8メートル程度のもので南側に農地がありますが、境界から3メートル離れた所に建てるので、日照，通風の影響はありません。土砂の流出等については土留めをされているので問題はありませんのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(8番委員) この案件は、申請地に防火水槽が1基と農業用用水路が埋設されています。この状態で、条件付きであれば売買できるのですか。

防火水槽は行政が買うなり、防火水槽を設置した者が取得するののかと思ひまして、現地調査時に疑問に感じたものです。

(主任) 申請地ですが、当初の申請時に防火水槽を設置する申請があったみたいです。防火水槽を含めて当初転用事業者へ所有権移転されています。今回の申請は所有権移転ではなく、賃貸借の申請であります。借人もそれらを踏まえての賃貸借契約であると考えております。

(8番委員) 分かりました。

防火水槽は、当初転用事業者が設置したということで、行政のものではないということですね。

- (主任) そのような申請がされています。
- (8番委員) 分かりました。
- (農地担当) 他にありませんか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外許可規定として、集落に接続して設置される施設を適用しています。
- (農地担当) それでは採決いたします。
41番と議案第4号の2番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、41番と議案第4号の2番は許可されました。

【受付番42番】

- (農地担当) それでは42番、福井の件についてであります。●●さんが利害関係人であるので退室をお願いいたします。

【利害関係人退室】

- (農地担当) それでは福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地の状況ですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北は宅地、農地ではありません。農地転用した場合、周辺農地への影響はないと判断しております。
- (農地担当) それでは、地元推進委員からの説明をお願いいたします。
- (茅原委員) 申請地は分家住宅で使用貸借での農地転用であります。
貸人と借人は親子であります。
申請地は畑となっており、野菜等が作付けされています。
申請地は、住宅、物置、駐車場として利用する計画であります。申請地の東に田がありますが、それ以外は宅地に囲まれており、申請地に家が建つことによって周辺農地への影響はないものと考えます。被害防除計画により申請地からの雨水、処理水についても問題はありません。地元としても問題ない案件と思いますので、よろしく願いをいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (次長) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。

42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、42番は許可されました。

【利害関係人入室】

【受付番44番】

(農地担当) それでは44番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員) 44番、宿の周辺状況ですが、申請地は田でありました。東が道路、西が田、南が田、北が田です。申請地は田に囲まれた道路沿いの場所になります。

転用した場合、周辺農地への影響はないものと判断しています。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 44番について説明をいたします。

申請地は●●の西側にある農地であります。

貸人と借人は、親子関係になります。

地元としては問題ない案件と思います。

(農地担当) 高谷委員お願いいたします。

(高谷委員) 申請地の状況につきましては、報告のとおりであります。

用水につきましては、東側に用水があります。その道路に沿って水路がありますので、そこから西の田へ入るようになっていきますので、問題ないと思います。

申請地からの雨水排水につきましては、申請地内に柵を設置し排水。また、生活雑排水については公共下水へ排水するようにしています。日照、通風につきましては、高さ6メートル程度の建物で、北側境界から1.2メートル、西側から6.35メートル離れていことから支障ないものと思われまます。土砂等の流出については境界にコンクリートブロックを設置することから問題ありません。

以上のことから、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思しますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) 道路から西に入って来る所、この幅がいくらなのか。道路に面している水路から田へ水を入れるようになるのですが、作物の栽培への影響、農機具の搬入について心配なのですがいかがでしょうか。

(高谷委員) 現場を確認しましたが、用水については問題ないと思います。農業も親子でされておりますが、現在、息子が主となってしている状態です。

(農地担当) 申請書から進入路の幅は、約2メートル程度になっています。

(14番委員) 南側農地との間に畔があると思います。それをまたがって行くのか、2メートル幅では機械がギリギリだと思います。用水をそこから入れるということになれば、西の田まで入るのが気になります。

(農地担当) 残地部分についての営農については、承諾されていますので問題はないのかなと思います。

(14番委員) 残地部分、申請地西側の農地が適切に営農されるようお願いいたします。

(農地担当) 先ほど高谷委員からの説明がありましたように、息子さんが主となって営農されていますので問題ないと思います。

現地調査時には何かありませんでしたか。

(8番委員) 現地で地図と残地、細長い部分、私から事務局にこれだけ残して家を建てるのですか質問しました。多分、用水の取口とか、何かあって残すのかなと、農家住宅で親子間家ということは判断できていました。でもこの進入路は何のためかと疑問は抱いていたのですが、別段問題がないと現地で判断いたしました。

(農地担当) 現地調査の状況を伺ったのですが、総会でこのような話がある以上、総会の意見として奥の農地への進入を妨げないような農地転用をすること申し付けるようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

(3番委員) 奥側は、住宅を建てるのではないかと思います。

宅地になるのではと思います。

(農地担当) 奥の部分は、一般住宅は難しいと思います。

(主任) 44番については、農振農用地からの除外をしてからの転用申請になっていますので、奥の農地も農用地でありますので、第三者の家を建てるのは厳しい所だと考えています。

(農地担当) 先ほど、提案をしましたが、奥の農地に入れるような農地転用とすることを申し付けて審議させていただければと思います。

西側農地への進入が難しいのであれば、申請地の敷地を經由しての進入を確保することが望ましいとする意見を付して審議させていただければと思います。

何か、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、奥の農地への進入に問題がないよう取り計らうことが望ましいという農業委員会からの意見を付けまして、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 意見を付けまして、44番は許可されました。

【議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について】

(農地担当) 議案第4号. 農地転用事業計画変更承認申請については、先ほどの関連案件として承認されています。

【議案第5号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

と思います。

1 4 番委員に加えて3 番委員になります。

【3 番員退室】

(会長代理) 3 番員が退室されましたので、私が進行させていただきます。

議案第7号、農用地利用集積等促進計画について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第7号、農用地利用集積等促進計画について朗読】

(会長代理) それでは内容を見ていただいて、質問がありましたらお願いをいたします。

(委員) なし。

(会長代理) 質問等がないようでしたら、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) それでは、原案のとおり承認といたします。

(杉岡委員) よろしいでしょうか。

(会長代理) どうぞ。

(杉岡委員) 承認することについては問題ないのですが、このような件が起きて10月の総会でも話をさせていただいたかと思います。

今回のような話があるのであれば、地元の推進委員もしくは農業委員へ一言あってもいいのではないかと思います。最初の段階では、10月でしたか預かっていた田んぼの件で、出来ないからということ断ったら、地元の自治会長、流動化推進委員の方は、持ち主の方にここは農業組合、こっちはどこというように振り分けているから、私の田んぼは預かってもらえないのですというような話がありました。その時に申し上げたのですが、この地区以外にも下倉地区には、荒地とか、私も預かっています。全て私の田はありません。全部預かりものです。私も考えていますけれど、地元の意見もそうですが、荒地とかをなくすのであれば、農業委員とかを交えて話をしないと、今回は草田地区だけです。下倉地区全体を見たときには、荒地が多くて、水利権等の問題があって作っていた者が水の取り合いとかをやめてしまうなどの問題が起きています。私も流動化もやっていますが、何の話もなくてこのような状態が起きている。推進委員とか農業委員とかはどのような扱いになるのですか。これ以外にも、私の住んでいるすぐ近くにも田が小さく困っていて、耕作してくれる人を探して辞めたいです。下倉地区ですけれども槻部落、塩田地区とからも相談が沢山あります。私は下倉全体の問題なのです。推進委員としては、草田地区だけを進めて、それ以外は何もしないものですか。

(会長代理) 事前に相談をするべきではないかということで、よろしいでしょうか。

(杉岡委員) そうです。

一言も話がなつたのです。

私が草田地区の田を預かっていて、農業法人が来るからということ聞いたから。

草田地区は、組合がするなど地元がしていて、持ち主は預けたくても預けられない。

もう少し、全体のことを考えて流動化などを県、市とかが、その地区だけではなく、意

見を取りまとめてしていただかないと、下倉地区以外の地区も同じような問題が出てくると思います。もう少し農業委員会として、このような事をするのであれば説明など、都合の良いことはしていますが、パフォーマンスで終わるのでなくて、するのであれば、意見とか特に地元との関係をするべきだと思う。パフォーマンスに過ぎない。

(会長代理) 今の件について、事務局からお願いします。

(農林課係長) 貴重な意見ありがとうございます。

昨年度、川西の農業委員さんへ一報させていただいておりました、昭和地区をはじめ企業と農業委員さんとを繋げて、現地を見ていただく流れがありました。その後、企業から草田地区を選ばれました。草田地区の流動化推進員さんもおられました。地元の自治会が拠点となって地域でまとまったという経緯で先ほど説明しました集積率になっています。農業委員、最適化推進員の協力なしに農地の集積・集約が進んでいかないという事は担当課としても強く認識しています。一緒に協力しながら進めさせていただければと思っているところであります。

(会長代理) この度につきましては、不十分ではないかと。

(杉岡委員) 不十分ではないのです。

やるのであれば、パフォーマンスではなくて、積極的にすることをして欲しい。

どうして、このような話があった時に、10月の時点で私に地主さんが私に返すと言った時に知らなかったら、地主さんとかに話をして、私の知り合いも預かってくれないから、私に耕作してくれと言われたのですが断っていたのです。そこは耕作されていないのです。ここで言った段階で、地元の自治会長などの方、流動化推進委員の方が取り払ってその地区を入れるようにしたのです。●●●も9月頃でしたか自分が預かっている所は、草を刈って今年は帰ります。新年度からするという事になっていたのです。また機械とかを持ち込んで耕作放棄地を刈られたのです。私が言ってなければ二度手間、三度手間になっていたのです。何のための農業委員とか流動化推進委員とか、下倉地区は私一人で何の情報もないのです。地元の方の意見も聞いていないのです。自治会長とか流動化推進委員の方も。

(会長代理) 地元は何ら詳しい話が来ていないのではないかとこのところが問題。

(杉岡委員) 自治会長と流動化推進委員だけで、農林課がしているから地主の方など全体を見て草田地区だけでも見まわさずにしているのです。するのであれば地区全体のことを考えて地元で説明会をするのが当たり前ではないのですかと言うことです。

(会長代理) 一部の者しか知らないのではないかとこのことですか。

(杉岡委員) そうです。

(会長代理) 今後の問題もありますから、いかがですか。

(農林課係長) 地域の地主さんのこと気にしていただいていると思うのですが、草田地区の地主さんをはじめ、地域の皆様に対しては、夏に地元説明会を行っています。そこには●●●●の代表の方、住民の方20名以上に参加いただき地域説明会を開催させていただいたところです。地元の貸し出したいという意向についても、地元の流動化推進委員さんをはじめ、地域をよく回っていただいております、ほぼ全員の意向を聞いていただいていると聞いております。

以上です。

(会長代理) まだ、不十分なところがあるではないかと。

(杉岡委員) 地元の方が、言いたくても言えない場なのです。女性の方、年老いた方。なぜ、私に土地を預かってくれとかという話があるのですか。

言いたくても言えない場を作っていて、槻、草田、塩田とか地区があるのですが、その地区を私一人がしていて、耕作してもらいたいということが来ます。私は気軽に話をするから来ます。その地区で、そのような方を農林課が行って話をした時には、自治会長とかと話をした者が会議の場で言われたら、言いたくても言えない。分かりますか。推進委員をしている私なり、流動化推進員は農林課です。どうして農林課と農業委員会があって両方を活用して上手にするとか考えない。横の繋がりを作らないのですか。

(農林課係長) 流動化推進委員さんは136名います。その中には農業委員、最適化推進委員の方も流動化推進員ということになっています。今後も連携は必要だと思っています。

(会長代理) 説明では、十分ではないかと思えますけれど。

話し合いの場で、声が出せない方がいるので、その方が話せる場をとということでもよろしいでしょうか。

しばらく休憩します。

【休憩 午後3時25分から午後3時36分まで】

(会長代理) 休憩前に続き会議を再開します。

議案第7号、農用地利用集積等促進計画について他に質問はありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) なければ採決いたします。

原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

入室をお願いいたします。

【3番委員, 14番委員 入室】

【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第1号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第1号 報告書について朗読】

【報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第2号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第2号 報告書について朗読】

【報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第3号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第3号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 48ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

本日提出された議案につきましては、全て終了といたします。

本日の許可件数は、3条関係が9件、4条関係が1件、5条関係が6件、農地転用事業計画変更承認について、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、農用地利用集積等促進計画についてそれぞれ承認とさせていただきました。

本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。

以上で日程第3の付議事件の審議を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(14番委員) 議案第6、7号でもあったのですが、企業参入がされているという状況であります。

●●●においては、行政が集配施設を設置し企業へ貸し出しを行っている。総社市においても企業参入があるのであれば、各地域で地域計画を策定する中において、作物などを選びながら、地域を決めてそこに行政が出荷施設を設けたり直売所を設けたりして、地域の担い手が、スムーズに作付けが出来るような状況を作っていけばと思います。そうすれば地域農業の遊休化がなくなり担い手も安心して作れる状況が構築できるのではないかと思います。市の力入れをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) 他にありませんか。

(委員) なし。

(会長) 私から、総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者候補者の推薦について報告します。令和7年12月4日付けで、総社市長から推薦依頼があり、委員の皆様へ12月24日までに、推薦をお願いしておりましたが、推薦はありませんでした。

したがって、今回農業委員会からの推薦はなしということで回答してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、推薦なしで回答することにします。

続きまして、総社市農林課より、総社農業振興地域整備計画策定に関するアンケート調査の依頼があったことについて事務局から説明をお願いします。

(主事) 本市においては、総社農業振興地域整備計画の見直しを進めております。それに伴うアンケート調査を依頼が担当課である農林課から農業委員会あてに依頼がありました。委員の方々にも個人としての依頼が来ているものと思います。それとは別に農業委員会あてにもありまして、農業委員会としてアンケートの回答を作成するうえで、それぞれの委員からの意見を集約するのが本来であります。人数も多いため困難と考えます。そこで、運営委員会で意見を集約したものを農業委員会としての回答としたいと考えております。農林課からの回答期限は1月31日までとなっています。

回答内容につきましては、委員の方へ後日、郵送にて回答内容を共有させていただければと思います。

(会長) ありがとうございました。

先ほど事務局から説明があったとおり、運営委員会で回答を作成し、後ほど結果を郵送する形で報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、運営委員会で回答を作成し、後日回答結果を報告させていただきます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

(主任) **【事務連絡】**

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) **【閉会挨拶】**

以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時48分